

令和7年3月

## 建設工事着手・履行における遵守事項

契約検査課長

入札参加者は、建設業法、同法施行令、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、地方自治法、地方自治法施行令等日本国の法令のほか、横手市契約規則、横手市建設工事下請負の適正化に関する要綱、設計書、図面、仕様書、契約事項を遵守してください。また、特に下記の点について、徹底してください。この遵守事項に反する行為を行った場合、横手市建設工事等入札参加者指名停止基準の規定により、指名停止等を行うことがあります。

### 1. 技術者等の適正な配置について（建設業法第26条及び同法施行令第27条等）

（1）請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の建設工事を施工するにあたっては、工事現場ごとに専任の主任技術者を配置しなければなりません。そのため、条件付き一般競争入札では、上記の工事規模の案件に同時期に複数申し込む場合は、配置予定技術者が重複しないように申し込みしてください。また、配置予定技術者は、特別な理由がある場合を除き、変更することはできません。

（2）下請負契約の請負代金の合計金額が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合については、主任技術者に代えて専任の監理技術者又は特例監理技術者（どちらも監理技術者資格者証の交付を受けているものに限る。）を配置しなければなりません。

※特例監理技術者とは監理技術者補佐を工事現場に専任で配置した場合に兼務が認められる監理技術者のことです。特例監理技術者が兼務できる工事現場数は2件までです。

※建設業許可に届出されている営業所に置く専任の技術者は、原則、工事現場の職務に従事することはできません。（ここでいう営業所とは従たる営業所のみを指すものではありません。）

※工事現場に配置する主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐は、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある必要があります。

（3）現場代理人は工事現場に常駐しなければなりません。「常駐」とは、作業期間中、常に工事現場に滞在していることを指します。原則、他の工事に従事することはできません。ただし、一定の条件を満たした工事に限り、事前に市の承認を得ることで、他の工事との現場代理人の兼務を認めます。

### 2. 現場代理人及び監理技術者等の途中交代について

#### （1）変更できる要件

建設工事の適正な施工を阻害するおそれがあることから、現場代理人及び監理技術者等

の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があるため、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等、真にやむを得ない場合の他、次の場合等に変更を認めます。

①受注者の責によらない理由による長期の工事中止又は大幅な工事内容の変更が発生し、工期が延長されたとき

②橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機、配電盤等の電気機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する場合

## （２）変更後の監理技術者等の要件

変更後の監理技術者等は、次の要件を満たす必要があります。

①変更前の監理技術者等と同等以上の資格を有すること

※総合評価落札方式により契約した建設工事にあつては、当該工事の技術資料提出時に記載した配置予定技術者の能力と同等以上の能力が必要です。

②監理技術者等の変更に際し、引継ぎに必要な時間を確保するため、一定の期間、新旧の技術者を重複して設置できること。（上記２の（１）の①の理由に該当した場合は例外とする。）

## ３．一括下請負の禁止について

公共工事における一括下請負は、「建設業法」第２２条及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第１２条の規定により、全面的に禁止されております。元請負人の実質的な関与がなく、請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせてはなりません。この禁止条項は、元請負人だけでなく、下請負人にも及びます。

## ４．適正な評価に基づく下請負人の選定

市では昨今の経済事情、また経済対策の観点から、市内事業者の振興や地域経済活性化及び地域雇用促進を図っております。つきましては、受注者におかれましても、市発注の建設工事等において請け負った工事

の一部を他の建設業者に請け負わせる場合は、できるだけ市内事業者を優先し、その選定にあたっては、その工事の施工に関し、建設業法の規定を満たす者であることはもとより、次の事項等を的確に評価し、優良な者を選定してください。

①施工能力

②経営管理能力

③雇用管理及び労働安全衛生管理の状況

④労働福祉の状況

⑤関係企業との取引の状況

尚、次のいずれかに該当する者を下請負人として選定することはできません。

①建設業法上の営業停止等の処分を受けた者でその期間を経過しない者

②本市入札参加資格の取消しを受けた者で本市の入札に参加することができない期間を経過しない者

③本市入札参加資格者で、指名停止の措置を受け、指名停止の期間を経過しない者

#### 5. 適正な下請負契約の締結について（元請負人の義務）

下請負契約において次に注意すべきポイントを挙げますので、参考にいただき、適正な下請負契約の締結をお願いいたします。

#### ①適正な見積期間の確保（建設業法第20条第4項、同法施行令第6条1項）

建設工事の注文者は、予定価格に応じて必要な一定の見積期間を設けなければなりません。

|                  |       |                                  |
|------------------|-------|----------------------------------|
| 500万円未満          | 1日以上  |                                  |
| 500万円以上5,000万円未満 | 10日以上 | やむを得ない事情があるときは、5日以内に限り、短縮することが可。 |
| 5,000万円以上        | 15日以上 |                                  |

#### ②見積依頼時の経費内容の明示（建設業法第20条第1項他）

見積依頼時は工事名称、施工場所、工期、支払条件等をできるだけ具体的に書面で提示するよう努めなければなりません。

#### ③適正な契約書の作成（建設業法第19条）

下請負契約の締結にあたっては、契約の内容となる一定の重要事項を明示した適正な契約書を作成し、署名又は記名押印して相互に交付しなければなりません。

適正な契約書とは以下の15項目が記載されたものを指します。

1)工事内容

2)請負代金の額

3)工事着手の時期及び工事完成の時期

4)工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容

5)請負代金の全部又は一部の前払金又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法

6)当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申し出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め

7)天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め

8)価格等の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更及びその額の算定方法に関する定め

9)工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め

10)注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め

11)注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引き渡し

12)工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法

13)工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置

に関する定めをするときは、その内容

14)各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

15)契約に関する紛争の解決方法

※中央建設業審議会決定「建設工事標準下請契約約款」等をご参照ください。

④下請負人への支払（建設業法第24条の3）

元請負人は、注文者から出来高払や完成払を受けたときには、支払の対象となった工事を施工した下請負人に対して、1ヶ月以内に相応する下請負代金を支払わなければなりません。

⑤適正な検査・引き渡し（建設業法第24条の4、6）

元請負人は下請負人から工事完成の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、出来る限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了しなければなりません。また、検査によって建設工事の完成を確認した後は下請負人が引き渡しを申し出たときは、当該建設工事の目的物の引き渡しを直ちに受けなければなりません。

尚、特定建設業者が注文者となった下請負契約の場合は下請負人（特定建設業者又は資本金額が政令で定める金額以上の法人、つまり注文者と同等の資力があるものを除く）より引き渡しの申し出があったときは、その日から起算して50日以内で、かつ、出来る限り短い期間内に下請負代金を支払わなければなりません。

⑥適正な支払方法（建設業法第24条の3第2項、建設産業における生産システム合理化指針）

下請負代金の支払は、可能な限り現金払とすることが望ましく、手形と併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも、労務費相当分については現金払とすることが求められています。「支払」とは、法律上は原則として現金によるものと解されますが、一般の商慣習においては手形による支払のケースがあります。手形による支払を行うときは、一般の金融機関による割引を受けることが困難ではないこと、手形期間は60日以内で、出来る限り短い期間とすることが求められています。

## 6. 下請負状況の報告について

工事の一部を第三者に委託し又は請け負わせたときは、直ちに本市に下請負届を提出しなければなりません。尚、下請負届には、下請負契約書並びに工事費内訳明細書を添付の上、提出してください。（数次の下請負がある場合は、再下請負に関しても同様ですので、元請負人において下請負人を指導し、提出してください。）

尚、建設業法の規定により、

①施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置くとともに、その写しを横手市に提出すること、また施工体制台帳には、全ての下請負契約について請負金額を明示した契約書の写しを添付すること。

②施工体系図を作成して工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げること。

③施工体制台帳の備え置き及び施工体系図の掲示は建設工事の目的物を発注者に引き渡すまで行うこと。

等が義務付けられていますので、同法の定めるところに従い、施工体制を的確に把握しなけ

ればなりません。

#### 7. 安全管理の徹底について

契約の履行は請負者の自主施工が原則であり、安全管理、現場管理を含め施工方法等は請負者がその責任において行うこととされています。特に安全管理については、労働安全衛生法、安全施工技術指針等関係法令の遵守はもとより、「工事中における安全の確保を全てに優先する」という考えの下、事故の未然防止に万全を期さなければなりません。残念ながら過年度にも数件の事故が発生しております。下記の内容について十分にご注意ください。

①工事の内容に応じた危険箇所及び作業の把握と具体的な防止策の作成

②始業時、作業中及び終業時の安全点検の励行

③現場従事者（元請負人・下請負人）全員への安全教育、前記①及び②の徹底

万一、事故が発生した場合には、直ちに事故速報を本市の監督職員に提出するとともに、その都度指定する期日までに工事事務報告書を本市へ提出しなければなりません。また、本市への報告とともに労働関係法令に基づく関係機関への報告等についても適切に行わなければなりません。

#### 8. 検査員による現場事前調査への協力について

市では、従来の中間及び完成時だけではなく、施工過程全般の状況を的確に把握することを目的に現場事前調査を行っております。検査員（調査員）の現場への立入りと、現場代理人及び主任技術者の立会い等について、ご協力をお願いします。